第4章 子ども・若者の健康と安全

第1節 健康

1. 子どもの体格

(1) 幼児・児童・生徒の発育状況

平成27年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校における幼児、児童および生徒の身長、体重の県平均値を年齢別にみると、第4-1-1表のとおりとなっています。

第4-1-1表 年齢別・男女別身長・体重・座高の県平均値と1歳上との格差

性別	学校	学年	年齢	身長(cm)	体重(kg)
יותבו	子似	1 +	中國印	平均值	1歳上との格差	平均值	1歳上との格差
	幼稚園		5歳	110.0	6.7	18.6	2.5
		1年生	6歳	116.7	5.3	21.1	2.6
		2年生	7歳	122.0	6.1	23.7	3.1
	小学校	3年生	8歳	128.1	5.3	26.8	2.8
	か子収	4年生	9歳	133.4	5.6	29.6	3.7
男		5年生	10歳	139.0	5.8	33.3	3.8
		6年生	11歳	144.8	8.3	37.1	6.1
子		1年生	12歳	153.1	6.4	43.2	4.6
	中学校	2年生	13歳	159.5	6.0	47.8	6.0
		3年生	14歳	165.5	3.2	53.8	5.6
		1年生	15歳	168.7	1.5	59.4	1.1
	高等学校	2年生	16歳	170.2	1.6	60.5	2.6
		3年生	17歳	171.8		63.1	
	幼稚園		5歳	109.4	6.1	18.3	2.4
		1年生	6歳	115.5	5.9	20.7	2.4
		2年生	7歳	121.4	6.1	23.1	2.9
	小学校	3年生	8歳	127.5	5.7	26.0	3.1
	\ \tau\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4年生	9歳	133.2	6.8	29.1	3.9
女		5年生	10歳	140.0	6.9	33.0	5.5
		6年生	11歳	146.9	5.1	38.5	3.9
子		1年生	12歳	152.0	3.4	42.4	4.6
	中学校	2年生	13歳	155.4	1.7	47.0	2.4
		3年生	14歳	157.1	0.5	49.4	2.4
		1年生	15歳	157.6	0.5	51.8	1.2
	高等学校	2年生	16歳	158.1	0.2	53.0	0.3
		3年生	17歳	158.3		53.3	

(資料) 滋賀県総合政策部統計課「平成28年度学校保健統計調査結果」より

ア 身長

男子の各年齢間の身長差は、11歳と12歳の間が8.3 cmと最も大きく、また、15歳と16歳の間が.1.5 cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の身長差は10歳と11歳の間が6.9 cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.2 cmと最も小さくなっています。

イ 体重

男子の各年齢間の体重差は、11歳と12歳の間が6.1 kgと最も大きく、また、15歳と16歳の間が1.1 kgと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の体重差は10歳と11歳の間が5.5kgと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.3kgと最も小さくなっています。

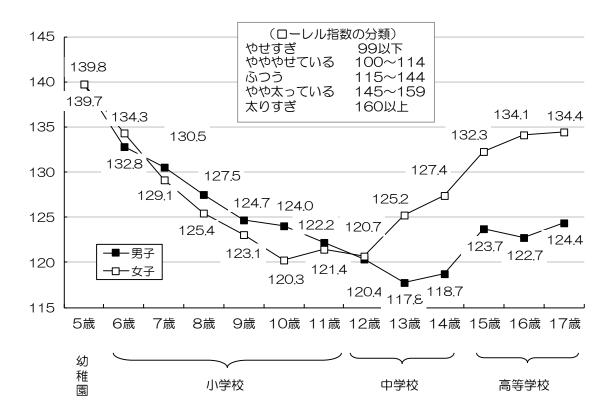
(2) ローレル指数

ローレル指数とは、幼児、児童および生徒の体型や肥満状態を表す指数で、

ローレル指数 =
$$\frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (cm)}^3} \times 10^7$$

で求められます。これは、学年全体の傾向や年次推移など集団の傾向を表すのに多く用いられます。 年齢別・男女別ローレル指数を比較すると、男女ともほぼ同じ値で幼年期から下降しますが、男 子の場合は、高校生になる頃から、女子の場合は、中学生になる頃から次第に指数が上昇していま す。

また、男女とも全ての年齢において、ローレル指数は標準の範囲の中に入っています。

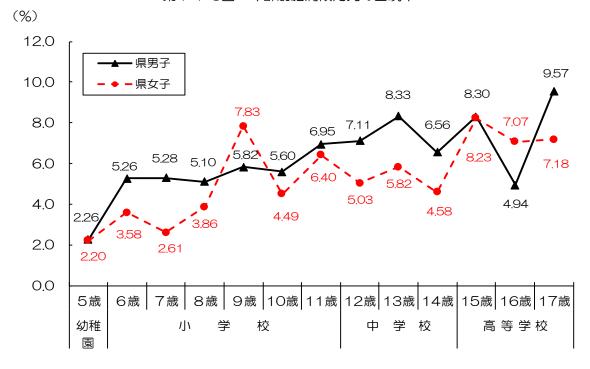


第4-1-2図 年齢別・男女別ローレル指数

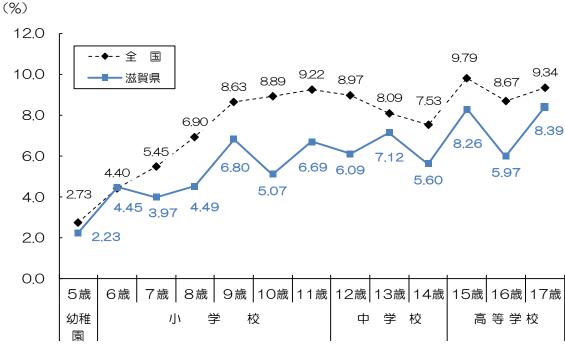
(資料) 滋賀県総合政策部統計課「平成28年度学校保健統計調査結果」より

2. 肥満・やせの状況

肥満傾向児の出現率を年齢別にみると、男子では17歳が9.57%と最も高く、女子では15歳が8.23%と最も高くなっています。これを全国平均値と比べると、男子では6歳以外の年齢、女子では9歳、15歳以外の年齢で、全国平均値より肥満傾向児の出現率が低くなっています。



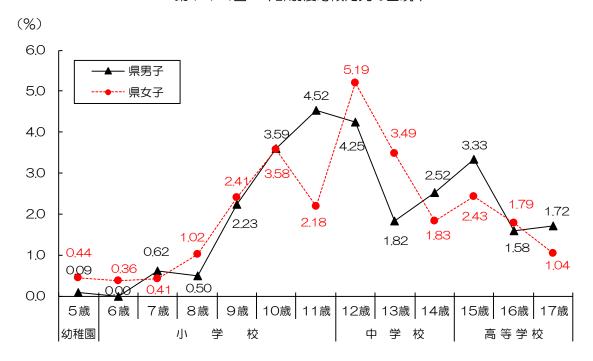
第4-1-3図 年齢別肥満傾向児の出現率



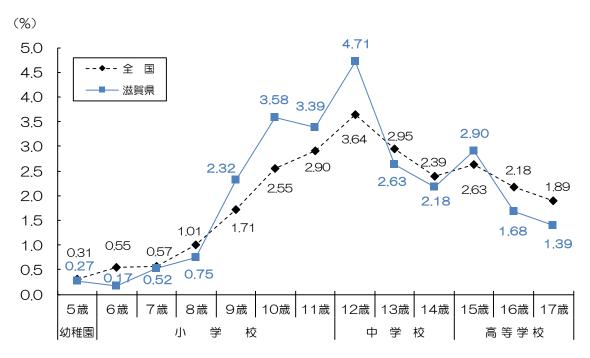
(注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。 肥満度=(実測体重-身長別標準体重)/身長別標準体重×100(%)

(資料) 文部科学省「平成29年度学校保健統計調査」より

痩身傾向児の出現率を年齢別にみると、男子では、11歳の4.52%が最も高く、女子では、12歳の5.19%が最も高くなっています。これを全国平均値と比べると、男子では7歳、9~12歳、14~15歳の年齢、女子では5歳、9~10歳、12歳、15歳の年齢で全国平均値より痩身傾向児の出現率が高くなっています。思春期の過度の痩身願望によって、将来的に健康への深刻な影響をおよぼすことが懸念されています。



第4-1-4図 年齢別痩身傾向児の出現率

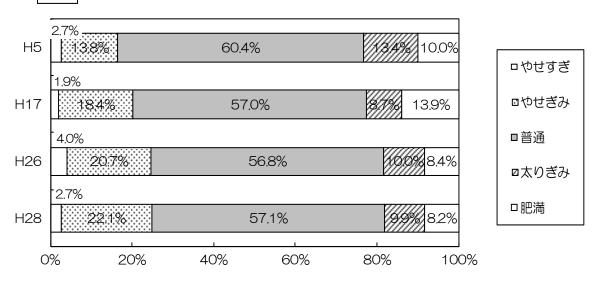


(注) 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以上の者である。 肥満度=(実測体重-身長別標準体重)/身長別標準体重×100(%)

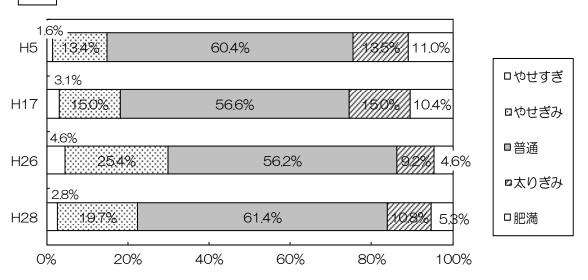
(資料) 文部科学省「平成29年度学校保健統計調査」より

第4-1-5図 体型の年次推移(6~14歳)(全国)





女子

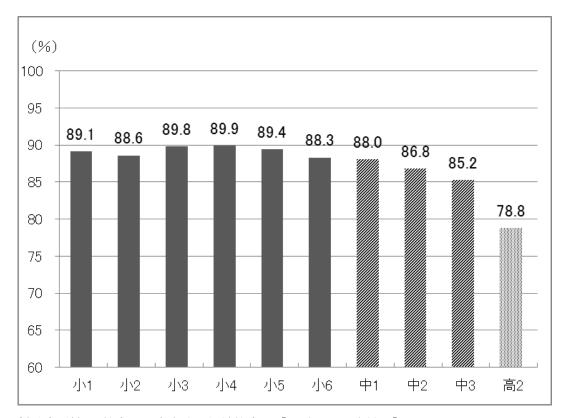


(注) 肥満度判定において、やせすぎ: -20%未満、やせぎみ: -20%以上-10%未満、普通: -10%以上10%未満、太りぎみ: 10%以上20%未満、肥満: 20%以上の者としている。

(資料) 厚生労働省「平成28年国民健康・栄養調査」より

3. 朝食の摂取

小学生、中学生および高校2年生の朝食の摂取状況(毎朝食べると回答した割合)を見ると、平成29年では小学生が88.3~89.9%、中学生が85.2~88.0%、高校2年生が78.8%となっています。



第4-1-6図 朝食の摂取(毎朝食べる)

(資料)滋賀県教育委員会事務局保健体育課【H29年6月調査結果】

第2節 災害・事故

1. 交通事故

(1)年齡別発生状況

平成28年中の子ども(中学生以下)の死者はO人、傷者数は439人で、前年とくらべて死者は同数、傷者数は80人減少(減少率15.4%)しています。

高校生は死者数O人、傷者数185人で、前年に比べて死者数は同数、傷者数は11人減少(減少率5.6%)しています。

0~24歳の年齢層では、死者数は7人で前年より1人減少(減少率11.4%)、傷者数は1,507人で225人減少(減少率13.0%)しています。

第4-2-1表 子ども・若者の交通事故(人の死傷を伴う事故)の推移

単位(人)

_													-				=四(八)
				昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	24年	25年	26年	27年	28年
	幼!	児・園	児	13	5	9	4	2	4	1	1	1	2	1	0	0	0
死	小	学	生	4	6	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	中	学	生	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0
	高	校	生	9	7	6	4	4	4	4	2	0	1	1	0	0	0
者	0 -	~ 19	歳	46	38	33	30	26	25	11	13	2	4	3	2	2	2
	20	~ 24	歳	_	11	11	24	21	23	20	14	6	6	9	2	6	5
	幼!	児・園	児	588	403	383	297	210	264	288	321	219	182	188	134	134	113
傷	小	学	生	483	337	441	369	332	381	363	491	409	281	296	268	237	185
	中	学	生	154	79	106	169	173	175	221	243	271	224	221	158	148	141
	高	校	生	239	340	250	299	304	347	435	380	367	312	286	236	196	185
者	0 -	~ 19	歳	3,405	1,527	1,633	1,910	1,829	1,894	2,134	2,144	1,759	1,406	1,341	1,116	970	861
	20	~ 24	歳	_	853	743	1,129	1,374	1,861	2,119	1,901	1,326	1,166	1,161	891	762	646

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(2) 状態別発生状況

子ども(中学生以下)の死傷者数は、歩行中が87人(子どもの全死傷者数の19.8%)、自転車乗用中が148人(33.7%)、自動車同乗中が200人(45.6%)となっています。

高校生の死傷者数は、自転車乗用中が123人(高校生全死傷者数の66.5%)と最も多く、次いで自動車同乗中の36人(19.5%)となっています。

第4-2-2表 子ども・若者の交通事故状態別死傷者数(平成28年)

単位(人)

																単位(ノ	<u>()</u>
	_		ᡮ	交種	幼	児	園	児	小 兽	学 生	中 章	学 生	高 村	交 生	合		計
矧				_	死	者	傷	者	死 者	傷者	死 者	傷者	死 者	傷者	死 者	傷	者
対	面	通	行	中						3		1					4
背	面	通	行	中						2		1		2			5
	横	断	步	道				2		13		1		6		:	22
横	横り	折 歩	道付	近						4		1					5
断	横圏	f 歩 ji	直橋尓	†近													
	そ	σ.)	他				15		19		3		1		;	38
路	上	遊	戯	中				2		4							6
路	上	作	業	中													一
路	上	停	止	中													
そ		の		他				10		3		3		2			18
小				計				29		48		10		11		,	98
転	車	乗	用	中				3		54		91		123		2	71
	運	車	<u></u>	中								1		13			14
輪 車	同	勇	ŧ	中								3					3
	運	転	<u></u>	中										2			2
動車	同			中				81		83		36		36		2:	36
	(他													
				計			1	13		185		141		185		6:	24
	対 背 横 断 路 路 各 小 転 車	対 背 横 断 路 路 路 そ 小 転 車 車 面 面 横 横 横 そ 上 上 上 車 運 同 運 同	対背 横断 路路路そ小転車 車車 面面横横横を上上上 車車 市	対す	対 背 横 断 路 路 路 路 子 小 転	対 情 値 通 行 中 値 通 行 中 値 通 所 歩 道 値 断 歩 道 値 横 断 歩 道 値 で が 値 で で が 値 で で が 転 車 車 種 乗 転 乗 転 乗 転 乗 転 乗 転 乗 転 乗 転 乗 転 乗 転 乗	対 面 通 行 中 一	対 面 通 行 中	R	R	R	R	R	R	R	検種 対 児・園児 小 学 生 中 学 生 高 校 生 合 対 別 別 児・園児 小 学 生 中 学 生 高 校 生 合 対 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	検種 幼 児 ・ 園 児 小 学 生 中 学 生 高 校 生 会 日本

(資料)滋賀県警察本部交通介画課

(3) 違反別発生状況

子ども(中学生以下)の傷者数についてみると、歩行中では、飛び出しによる傷者が22人で全体の4分の1を占め、うち幼児が12人(幼児の歩行中の傷者数の41.4%)となっています。

自転車乗用中では、 小学生は交差点安全進行義務違反が多く14人(小学生の自転車乗用中の 傷者数の25.9%)、中学生も交差点安全進行義務違反が22人(中学生の自転車乗用中の傷者数の 24.2%)と多くなっています。

高校生の二輪車事故についてみると、第1当事者又は第2当事者となった事故では、安全運転義 務違反が多く6人(あわせて高校生の二輪事故の42.9%)となっています。

第4-2-3表 違反別死傷者数 [子ども(中学生以下)] (平成28年)

単位(人・%)

						1							単位((人・%)
		校種	幼児	• 園児	小章	学生	中等	学生			計			
違	E .	IX IX	死	傷	死	傷	死	傷	死			傷		
)) (× \									前年	構成		前年	構成
			者	者	者	者	者	者	者	対比	率	者	対比	率
	信号無視					1						1	Δ1	1.1
	左側通行					1		1				2	2	2.3
	車道通行													
歩	横断歩道外横	断				2						2	Δ2	2.3
	斜め横断					1		2				3	3	3.4
	駐車車両の直	前直後横断				4						4	2	4.6
	走行車両の直	前直後横断		1		7		3				11	6	12.6
	幼児のひとり	歩き		8								8	2	9.2
行	路上遊戱					2						2	Δ3	2.3
	飛び出し			12		9		1				22	Δ3	25.3
	その他													
	不明													
	違反なし			6		18		1				25	△ 5	28.7
中	第3当事者以	下		2		3		2				7	2	8.0
	計			29		48		10				87	3	100.0
	信号無視					2		4				6	6	4.1
	右側通行					1		4				5	2	3.4
自	横断転回禁止	違反				2		6				8	△ 24	5.4
	進路変更禁止	違反						1				1	Δ1	0.7
	追越し違反													
転	右折違反					1		2				3	Δ6	2.0
	左折違反					2		2				4		2.7
	優先通行妨害	·等				11		9				20	5	13.5
車	交差点安全進	行義務違反		1		14		22				37	19	25.0
	交差点徐行場	所違反				1		8				9	Δ6	6.1
	指定場所一時	不停止等				4		6				10	△ 4	6.8
乗	自転車の通行	方法違反		1				1				2	2	1.4
	安全運転	安全不確認				6		11				17	1	11.5
	義務違反	その他				5		7				12	Δ6	8.1
用	その他					1		2				3		2.0
	不明													
	違反なし					2		4				6	Δ6	4.1
中	第3当事者以	下				1		2				3	1	2.0
	同乗中			1		1						2	Δ 11	1.4
	計			3		54		91				148	△ 28	100.0

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

第4-2-4表 違反別当事者数 [高校生] (平成28年)

			第	第		***	
		区分	一 当	二 当 事	計	前 年 対	構 成
	違反		事 者	事 者		比	率
	信号無	₹視					
	優先通	至行妨害等					
四	交差点	i安全進行義務違反				Δ1	
	ハンドル	・ブレーキ操作不適				△ 2	
	前方不	注意	1		1	Δ1	33.3
	その他	ļ	1		1		33.3
輪	不明						
	違反な			1	1	1	33.3
		計	2	1	3	△ 3	100.0
	信号無	₹視					
	右側通	1行					
	最高速	度違反					
=	右左折	r違反	2		2	2	14.3
	優先通	五 行妨害等				△ 2	
	交差点	i 安全進行義務違反		4	4		28.6
	徐行場	計違反				Δ1	
	指定場	引所一時不停止等					
	安全	ハンドル・ブレーキ操作不適	1		1		7.1
輪	運転	前方不注意	1	2	3	2	21.4
	義務	安全不確認					
	違反	その他	1	1	2		14.3
	その他	1		2	2		14.3
	不明						
	違反な	に					
		計	5	9	14	1	100.0
	信号無	· ₹視	2		2	Δ1	1.6
	右側通	1行	4	4	8	4	6.5
自	右折遠	友	2		2		1.6
	優先通	五 行妨害等	8		8	2	6.5
	交差点	i 安全進行義務違反	2	37	39	18	31.7
	徐行場	所違反		1	1	△ 5	0.8
転	指定場	· 引所一時不停止等	3		3	Δ7	2.4
	自転車	『の通行方法違反	1	3	4	1	3.3
	安全運	重転義務違反	2	29	31	Δ 2	25.2
	その他	1	7	6	13	Δ 11	10.6
車	不明						
	違反な	:		12	12	2	9.8
		計	31	92	123	1	100.0
	横断步	⋼道外横断				Δ1	
歩	飛び出	IL				Δ1	
行				3	3	Δ1	30.0
者	不明						
	違反な	:L		7	7	△ 2	70.0
		計		10	10	△ 5	100.0

(4) 登下校(園) 中の発生状況(自動車乗車中を除く)

子ども(中学生以下)の傷者数は79人、また、高校生の傷者数は94人で、子ども(中学生以下) および高校生とも死者はありませんでした。

状態別でみると、小学生では傷者数16人のうち、全員が歩行中で、中学生では傷者数60人のうち55人(91.7%)、高校生では傷者数94人のうち87人(92.6%)がそれぞれ自転車乗用中となっています。

第4-2-5表 登下校(園)中の交通事故発生状況(平成28年)

単位(人)

														-	<u> </u>
		状態	削	步	í	Ī	中	自車	転 車	乗	用中	二 輔	車	乗	用中
				死	者	傷	者	死	者	傷	者	死	者	傷	者
校種	重			登 校	下 校	登 校	下校								
幼	児・	園」	見			3									
小	学	<u> </u>	生			7	9								
中	学	<u> </u>	生			5				30	25				
高	杉	ξ .	生			3	4			60	27				

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

2. 水難・船舶事故

(1) 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

毎年、水難・船舶事故とも夏場を中心に発生しています。過去5年間の水難・船舶事故は、276 件発生し、このうち少年が関係する事故等が55件で全体の約19.9%を占めています。

少年が関係した事故等の態様で多いのは、水難は水遊び中や遊泳中、船舶事故では漂流事故や 衝突事故、転覆事故です。

第4-2-6表 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

項	年 別	平成2	24年	平成2	25年	平成2	26年	平成2	27年	平成2	8年
Ħ	事故種別	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶
-	発生件数(件)	14	43	13	37	10	37	17	43	16	46
事故	総数	5	7	5	0	4	7	6	0	62	2
発	少年の関係件数(件)	2	4	4	7	4	10	7	8	3	6
生数	総数	ē	3	1	1	14	4	1	5	9	
*^	少年の占める割合	10.	5%	22.	0%	29.8	8%	25.	0%	14.5	5%
	死者•不明者数(人)	12	2	5	2	6	2	11	2	9	5
死	総数	1.	4	7	7	8	3	1;	3	14	1
者	少年の死者数(人)	3	0	0	0	1	0	2	0	1	0
数	総数	3	3	()	1		2	2	1	
	少年の占める割合	21.	4%	0.0)%	12.	5%	15.	4%	7.1	%
	負傷者数(人)	2	18	2	14	1	16	3	15	2	18
負	総数	2	0	1	6	1	7	18	8	20)
傷	少年の負傷者数(人)	0	1	1	6	1	6	3	4	0	3
者	総数	1		7	7	7	7	7	7	3	
	少年の占める割合	5.0)%	43.	8%	41.2	2%	38.9	9%	15.0)%
無	救助者数(人)	2	67	8	69	3	68	6	64	5	60
事救	総数	6	9	7	7	7	1	70	0	65	5
助	少年の救助者数(人)	1	5	5	3	2	13	4	4	2	7
者	総数	6	6	8	3	1	5	8	3	9	
等	少年の占める割合	8.7	7%	10.	4%	21.	1%	11.	4%	13.8	3%
440	全被災者数(人)	16	87	15	85	10	86	20	81	16	83
被災	総数	10)3	10	00	96	6	10)1	99)
者	少 年 被 災 者 数 (人)	4	6	6	9	4	19	9	8	3	10
合計	総数	1	0	1	5	23	3	1	7	13	3
数	少年の被災率(%)	25.0%	6.9%	40.0%	10.6%	40.0%	22.1%	45.0%	9.9%	18.8%	12.0%
	全少年被災率(%)	9.7	7%	15.	0%	24.0	Э%	16.	8%	13.1	%

(資料)滋賀県警察本部地域課

(2) 平成28年中の水難・船舶事故の発生状況

平成 28年中の水難・船舶事故は 62件発生し、このうち少年が関係する水難事故が3件、船舶事故が6件発生しています。

第3節 犯罪や虐待による被害

1. 犯罪被害の状況

平成28年に少年が被害者となった刑法犯の認知件数は1,438件で、前年に比べて381件減少しました。

包括罪種別では、窃盗犯被害が1,218件と前年に比べ350件減少しており、中でも乗り物盗は1,021件で311件と大幅に減少しています。

また、凶悪犯被害は8件で前年と同数、粗暴犯は102件で23件の増、知能犯は20件で5件の減、 風俗犯は41件で7件の減、その他の刑法犯は49件で42件の減となりました。

年齢別では、13~19歳の被害が1,330件と被害少年総数の92.5%を占めています。

第4-3-1表 少年の刑法犯被害認知件数(平成27年、28年)

	_					:	平成27	ŧ						平成28年				前年比
				被害少年 総数	0~{ (う:	5歳 5女)	6~1 (う	2歳 ち女)	13~' (†	19歳 うち女)	被害少 年総数	0~5 (う	歳 ち女)	6~1: (2	2歳 55女)	13~	19歳 うち女)	(被害 少年)
刑法	犯認	知件数		1,819	2	(1)	133	(53)	1,684	(582)	1,438	4	(2)	104	(44)	1,330	(456)	-381
Ľ	XJ	悪	犯	8			1	(1)	7	(6)	8			3	(2)	5	(4)	
	殺	!	人	1					1		2			2	(1)			1
	強	ì	盗	2					2	(2)	1					1		-1
	放		火															
	強	ì	姦	5			1	(1)	4	(4)	5			1	(1)	4	(4)	
*	组	暴	犯	79	1	(1)	15	(6)	63	(15)	102	3	(1)	9	(4)	90	(29)	23
	×	器準備	集合															
	暴		行	41			7	(2)	34	(12)	43	1		7	(4)	35	(10)	2
	傷	į	害	29	1	(1)	7	(4)	21	(2)	49	2	(1)	2		45	(16)	20
	脅	}	迫	3			1		2	(1)	4					4	(3)	1
	恐		唱	6					6		6					6		
Ę	资	盗	犯	1,568			103	(37)	1,465	(474)	1,218			76	(24)	1,142	(372)	-350
	侵	入	盗	13					13	(5)	5					5	(1)	-8
	乗	り物	加盗	1,332			86	(27)	1,246	(386)	1,021			61	(21)	960	(299)	-311
	非	: 侵 2	、盗	223			17	(10)	206	(83)	192			15	(3)	177	(72)	-31
9	€0	能	犯	25					25	(17)	20					20	(9)	-5
Ē	虱	俗	犯	48			8	(8)	40	(40)	41	1	(1)	13	(12)	27	(25)	-7
	ō	ち)強制わ	いせつ	48			8	(8)	40	(40)	41	1	(1)	13	(12)	27	(25)	-7
-	8	の	他	91	1		6	(1)	84	(30)	49			3	(2)	46	(17)	-42

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第4-3-2表 福祉を害された少年の数(平成28年)

被害者	被害総		学齢しな		小岩	学生	中等	学生	高村	交生	大学:	生等	有職	少年	無職	少年
違反法令		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)		(うち女)
総数	36	34	1	1	6	6	12	12	16	14					1	1
風営適正化法																
風俗営業の接待業務																
飲食店営業の酒類提供																
風俗営業の酒類等提供																
児童福祉法	2	2					1	1	1	1						
淫 行 さ せ る 行 為	2	2					1	1	1	1						
児童買春・児童ポルノ法	24	23	1	1	6	6	5	5	11	10					1	1
児 童 買 春	1	1													1	1
単 純 製 造	17	17	1	1	4	4	4	4	8	8						
不特定多数に対する提供目的の公然陳列	1								1							
不 特 定 多 数 に 対 す る 提 供																
労働基準法																
年少者に関する深夜業																
覚せい剤取締法																
譲																
使用																
出会い系サイト規制法																
児 童 に 対 す る 性 交 等 誘 引																
青少年健全育成条例	9	9					6	6	3	3						
未成年者喫煙禁止法	1								1							
その他																

(備考) 被害少年数は実数

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 児童虐待の状況

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合には、命を奪います。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

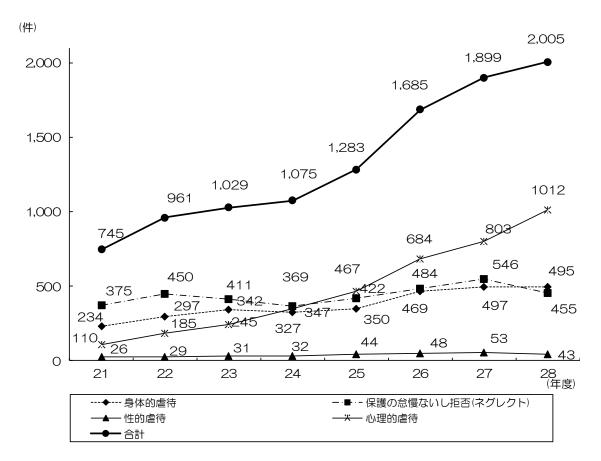
本県の児童虐待相談件数は年々増えつづけ、平成28年度は6,062件で、死亡事例など深刻な虐待事例も発生しています。さらに、児童福祉法等の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定されるなど、社会的養護を必要とする子どもが支援を受けられる相談体制や社会資源の充実がより一層求められています。

このような中、平成27年3月に滋賀県児童虐待防止計画を全面改定し、市町、関係機関、県民との連携のもと、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

《県内の相談件数》

市町6,042件 + 子ども家庭相談センター2,005件 - 1,985件(重複分) = 6,062件

第4-3-3図 子ども家庭相談センターにおける虐待相談件数の推移



(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第4-3-4表 児童虐待に関する検挙状況(平成27年、28年)

区 分	平成27年	平成28年	増減
身体的虐待	5	4	-1
殺人		1	1
殺人未遂	1		-1
傷害	4	3	-1
逮捕監禁			
暴行			
怠慢又は拒否			
保護者遺棄			
保護者遺棄致死			
性的虐待		2	2
強姦		2	2
強制わいせつ			
児童福祉法違反			
青少年育成条例			
心理的虐待			
合 計	5	6	1

(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 子ども110番の家設置状況

「子ども 110 番の家」とは、子どもが「声かけ、痴漢、つきまといなどの被害に遭った」、または、「遭いそうになった」と助けを求めてきたときに、その子どもを安全に保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

各地域では、一般家庭をはじめとする多くの県民、事業者の皆さんの御協力により、「子ども 110番の家(店・車)」の設置促進と活動充実が図られています。

子ども 110番の家(店・車)設置状況(平成29年3月末現在)

- ◎「子ども 110 番の家(店)」として把握している一般住宅、店舗等・・・・・・ 18,751 箇所
- ◎「子ども 110 番の車」として把握をしている四輪車、二輪車等・・・ 1,031 台